

○周防大島町こども食堂運営支援補助金交付要綱

令和7年4月1日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、こどもの貧困対策や地域交流の推進等を目的に実施することも食堂の取組を支援するため、町内においてこども食堂を実施する団体に対し、周防大島町補助金等交付規則（平成24年周防大島町規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「こども食堂」とは、食事の提供を通じ、地域住民とこどもが交流し、学習支援や遊びの体験をすることができる場をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助交付の対象となる団体は、次に掲げる条件を満たす法人その他団体とする。

- (1) 町内に主たる活動場所があること。
- (2) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
- (4) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- (5) 山口県こども食堂登録簿に登録されている、又は登録を申請中であること。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、こども食堂の運営であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内で実施すること。
- (2) 年3回以上実施すること。ただし、開設年度は、1回以上実施すること。
- (3) 食事の提供をすること。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。
- (5) 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防災等安心安全な事業運営に配慮すること。
- (6) 支援が必要なこども及びその家庭の様子を見守り、必要に応じて町と連携ができること。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、第7条に規定する交付申請を行った日から当該申請日が属する年度の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 町長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更申請書（規則様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、変更の内容が適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を書面により通知するものとする。

(補助金の額及び補助対象経費)

第9条 補助金の額は、第4条に掲げる事業に要する経費について、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の額及び補助対象経費は別表に定める。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(廃止等の届出)

第10条 補助事業者が、補助対象事業を廃止又は休止しようとするときは、その旨を町長に届け出るものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、事業完了後、30日以内に、補助事業等実績報告書（規則様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない

- (1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（規則様式第8号）により通知するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

補助対象経費	補助金の額
報償費（スタッフ経費を除く。）、消耗品費、教材費、食材料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、会場使用料、賃借料、光熱水費	補助対象経費に係る実支出額から事業に係る収入額を控除して得た額。ただし、補助事業の実施期間において10万円を上限とする。